

# 記入の留意点

別紙様式 2 (法第 20 条第 2 項関係)

## 特定給食施設等変更届

年 月 日

保健所長 殿

給食施設設置者

住所  
氏名  
電話  
FAX

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

健康増進法第 20 条第 2 項および奈良県特定給食施設等指導実施要領の規定により、次のとおり給食施設に係る届出事項の変更を届け出ます。

(ふりがな) 給食施設の名称		
給食施設の所在地		
変更年月日	年	月 日
変更事項	変更前	変更後
1. 給食施設の名称	公的な施設の設置者名は、知事又は市町村長とし住所は役所本庁所在地とします。法人であれば理事長等法人の代表者となります。	
2. 給食施設の所在地	(例) 市立保育所                   〇〇市 市長〇〇 事業所                           〇〇会社 代表取締役社長〇〇 医療機関等 (民間) 〇〇医療法人 理事長〇〇	
3. 給食施設設置者の氏名		
4. 給食施設設置者の住所		
5. 給食施設の種類	◆ おおむね半年間、1 か月当たりの平均提供食数が表 1 表 2 (裏面) の届出食数に係る区分の範囲を超えて変更になる場合に変更届が必要です。 * 間食・おやつの食数は 1 日の予定給食数には含まれません。	
6. 1 日の予定給食数および各食ごとの予定給食数		
7. 管理栄養士、栄養士の員数	施設側・委託側の常勤管理栄養士 (栄養士) の合計人数。 管理栄養士 : 栄養士 :	
8. 入所定員 (病床数)	管理栄養士 : 栄養士 :	

(注) 1 変更事項について、該当する項目を○で囲み変更内容を記入すること。

表1(病院、介護老人保健施設(※1))

区分	施設種別	予定給食数(※2)	
		1回あたり	1日あたり
<b>区分 1-1</b>	病院 介護老人保健施設	300食以上	750食以上
<b>区分 1-2</b>		100～299食	250～749食
<b>区分 1-3</b>		50～99食	100～249食

表2(学校、老人福祉施設、社会福祉施設、児童福祉施設、事業所、寄宿舍、矯正施設、自衛隊、一般給食センター、その他)

区分	施設種別	予定給食数(※2)	
		1回あたり	1日あたり
<b>区分 2-1</b>	学校 老人福祉施設	500食以上	1500食以上
<b>区分 2-2</b>	社会福祉施設 児童福祉施設 事業所	300～499食	750～1499食
<b>区分 2-3</b>	寄宿舍 矯正施設 自衛隊	100～299食	250～749食
<b>区分 2-4</b>	一般給食センター その他	50～99食	100～249食

※1 病院または介護老人保健施設の1回に供給する食事数は、許可病床数又は入所定員数(1日に供給する食事数については、許可病床数又は入所定員数の3倍の数)とみなして取り扱うものとする。

※2 区分は、1回または1日あたりの予定給食数で判断する。1回あたり、1日あたりで区分が異なる場合は、上位の区分を適用する。